

東京都薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援金交付要綱

制定 令和 8 年 4 月 1 日付 8 保医健薬第 2 7 3 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、都内薬局に対し、東京都薬局における賃上げ・物価上昇に対する支援事業実施要綱(令和 8 年 4 月 1 日付 8 保医健薬第 2 7 3 号。以下「実施要綱」という。)に基づき、賃上げ・物価上昇に対応するための経費について、支援金を交付することにより、都内薬局の経営基盤を包括的に支援すること、並びに東京都支援金等交付規則(昭和 3 7 年東京都規則第 1 4 1 号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところにより、事業の適切な施行を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、都とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる法人等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

(交付対象者)

第 3 条 本要綱に定める支援金の交付を受けることができる者は、実施要綱第 3 条に掲げる者であって、かつ、賃上げ支援については以下のとおりとする。

- (1) 令和 8 年 6 月 1 日時点で令和 8 年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設。

(交付対象期間)

第 4 条 本要綱に定める支援金の交付対象期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 賃上げ支援事業

令和 7 年 1 2 月 1 日から令和 8 年 5 月 3 1 日まで

なお、本支援事業に係る実施期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとし、令和 7 年 1 2 月から令和 8 年 3 月までの実施分については遡及して令和 8 年 4 月以降に一括で交付する。

(2) 物価支援事業

令和 7 年 4 月 1 日から本支援事業の申請時点まで

(支援金の交付額)

第 5 条 支援金の額は、以下のとおりとする。

(1) 賃上げ支援事業

ア 所属する同一グループ内の保険薬局の数(※)として 1 店舗以上 5 店舗 以下(当該保険薬局を含む)である保険薬局 1 施設×145 千円

イ 所属する同一グループ内の保険薬局の数(※)として 6 店舗以上 19 店舗 以下(当該保険薬局を含む)である保険薬局 1 施設×105 千円

ウ 所属する同一グループ内の保険薬局の数(※)として 20 店舗以上(当該保険薬局を含む)である保険薬局 1 施設×70 千円

(2) 物価支援事業

ア 所属する同一グループ内の保険薬局の数(※)として 1 店舗以上 5 店舗以下(当該保険薬局を含む)である保険薬局 1 施設×85 千円

イ 所属する同一グループ内の保険薬局の数(※)として 6 店舗以上 19 店舗以下

(当該保険薬局を含む)である保険薬局 1施設×75千円
ウ 所属する同一グループ内の保険薬局の数(※)として20店舗以上(当該保険
薬局を含む)である保険薬局 1施設×50千円

(※)厚生(支)局へ届出を行っている「保険薬局における施設基準届出状況報告書(別紙様式3)または特掲診療料の施設基準等に係る届出書」に記載している令和7年4月30日時点の数とする。

(支援金の対象経費)

第6条 支援金の対象経費は、以下のとおりとする。

- (1) 賃上げ支援事業
薬局が対象職員の賃金改善を行うために必要な経費
- (2) 物価支援事業
薬局が物価上昇へ対応するために必要な経費

(交付の申請等)

第7条 支援金の交付を受けようとする者は、支給申請書兼請求書(別紙様式第1号)及び第2項に規定する交付申請書に係る書類を添付の上、東京都知事(以下「知事」という。)が定める期日までに提出しなければならない。

2 交付申請書は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 賃上げ支援事業
薬局賃上げ支援事業申請書(別記様式第2号)
- (2) 物価支援事業
薬局物価支援事業申請書兼実績報告書(別記様式第3号)

3 原則として、複数の薬局を有する事業者は、当該薬局に係る交付申請等を一括して行うものとする。

(交付決定及び額の確定)

第8条 知事は、前条の規定により申請者から交付申請等があり、当該申請等の内容を適正と認めるときは、支援金の交付決定及び交付すべき額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

なお、この場合において、適正な交付を行うため知事が必要と認めるときは、支援金の交付申請等に係る事項につき修正を加えて、交付決定及び額の確定をすることができるものとする。

(決定の通知)

第9条 支援金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(補助条件)

第10条 支援金の交付に当たっては、支援金の交付の目的を達成するために、別記1の補助条件を付するものとする。

(申請の撤回)

第11条 申請者は、この支援金の交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付した条件に異議があるときは、交付決定の日から14日以内

に申請の撤回をすることができる。

(支援金の交付)

第12条 知事は、支援金の額の確定後、支援金を速やかに交付するものとする。

なお、申請等に係る内容の不備による振込不能等があり、都が補正を求めたにもかかわらず、その内容等の補正が行われず、支払ができなかったときは、当該申請等が取り下げられたものとみなす。

(実績報告)

第13条 申請者は、賃上げ支援事業に係る支援金の交付を受けたときは、薬局賃上げ支援事業実績報告書を、別途指定する様式により、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第14条 次に掲げる者は、この要綱に基づく支援金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、保健医療局長が別に定める。

附 則（8保医健薬第273号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。